YMFG

アジアニュース

2022 年 12 月

【海外拠点】山口銀行釜山支店、山口銀行青島支店、山口銀行大連支店、山口銀行香港駐在員事務所
【現地駐在】TTB 銀行(タイ・バンコク)、日本政策金融公庫バンコク駐在員事務所(タイ・バンコク)
HD 銀行(ベトナム・ホーチミン)、明倫国際法律事務所ホーチミンオフィス(ベトナム・ホーチミン)

【ベトナム】

現地法人設立・提携銀行でのサポート体制について

１．はじめに

先日、山口県の村岡県知事ならびに議員の代表団がベトナム南部のビンズオン省を 3 年ぶりに訪問しました。同県とビンズオン省は 2014 年に友好・協力に関する覚書を締結して以降、日本企業の投資促進や教育分野での交流を図っています。

また、9 月 7 日より日越間の出入国規制が緩和され、日本入国時にワクチン接種 3 回分の証明書もしくは 72 時間以内の PCR 陰性証明書のどちらか一方を提示すればよくなったことから、ベトナム企業との対面式の商談、展示会出展、市場視察などのビジネス出張が増えており、コロナ禍で止まっていたベトナムでの事業展開を再検討・再開する動きが活発となっています。今回は、ベトナムで現地法人を設立する際の流れ、提携銀行でのサポート体制についてご紹介いたします。

２．現地法人設立について

ベトナムで会社を設立する場合に日本と最も異なる点は、許認可制となっている点です。ドイモイ政策（市場経済への移行、国際社会への協調）を打ち出して以降、外資企業の投資により成長してきたベトナムですが、外資の企業ができる事業は投資法により定められています。現時点において、様々な業種が外資企業に解放されていますが、ベトナム企業との合弁でないとできない事業（出資割合の制限、国内物流事業や広告事業など）や禁止業種（特定化学物質や鉱物に関する事業など）があります。

また、ベトナムは法整備が不十分な面があり頻繁に改正が行われるため、進出を検討する際は、最新の情報を確認する必要があります。事業の可能性を検証したら、事業内容ならびに設立形態(外資 100%、ベトナム企業との合弁)の決定が最初のステップとなります。

その後、会社を登記するオフィス（製造業の場合は入居する工業団地）を決定・契約します。空家賃が発生してしまいますが、設立申請の時点で賃貸契約の提示が求められるため、事前に契約をしておく必要があります。

許認可申請には、様々な書類が必要となり複雑かつベトナム語での対応となるため、コンサルティング会社や法律事務所を利用するのが一般的となっています。

→コンサルティング会社によって得手不得手がありますので、ご要望に応じて最適の専門

家をご紹介することも可能です。

≪法人設立までの大まかな流れ≫

事前調査
- 市場調査、事業可能性の検証
- 事業内容ならびに設立形態の決定

設立準備
- 登記用オフィスの賃貸契約（製造業の場合、工業団地）
- 申請書類の準備、書類の公証認証

当局申請
- 当局への申請、事業ライセンスIRCの取得
- 企業登録証明書ERCの取得（会社設立）

設立後
- 会社印の作成、税コードの取得
- 銀行口座の開設、資本金口座に資金送金（設立後90日以内）

左：ホーチミン中心地１区シェアオフィス月額 800USD より。右：席単位での利用も可（筆者撮影）

３．提携銀行のサポート体制について

山口フィナンシャルグループでは、2017 年 6 月にベトナムの地場銀行 HD バンク（正式名称：ホーチミン市開発商業銀行）と業務提携をして以来、出向者を派遣しております。

また、HD バンクは日系企業の投資を促進するため、ジャパンデスクを設けており、日本語が堪能なベトナム人スタッフが複数名常駐しています。

現地銀行との取引はベトナム語または英語でのやり取りが基本となるため、言語の壁が存在しますが、同バンクでは全て日本語で対応いたしますので、安心して相談していただ

くことが可能です。

≪HD バンクでご提供できるサービス内容≫

○資本金口座・経常口座の開設※1、国内外への送金時のサポート

○現地での資金調達（ベトナムドン、米ドル、円）、為替予約

○親子ローン実行時のサポート、ビジネスマッチング業務など

※1：ベトナムでは、会社設立時の資本金や日本親会社からの親子ローンを入金する際には専用の資本金口座を経由して入金する必要がございます。

左：HD バンク窓口。　　右：HD バンク本店ビル外観（筆者撮影）

また、ベトナム国家銀行（中央銀行）による政策金利利上げや各銀行に割り当てる与信残高の上限を引き上げたことにより、各銀行の預金金利競争が過熱しており、ベトナムドン建ての 12 か月の定期預金に対して 10%を超える金利を提示する銀行もでてきています。現地法人を設立した際には、余剰資金は定期預金で運用されることをお勧めいたします。

４．おわりに

山口フィナンシャルグループでは、海外出張時のアテンド対応、ベトナム現地企業との商談設定など、お取引先様のご要望にあわせてハンズオン形式でご支援いたします。

海外への事業展開にご関心をお持ちの方は、お取引店もしくは山口フィナンシャルグループ営業戦略部法人事業室海外事業グループまでお気軽にお問い合わせください。

（山口フィナンシャルグループ 海外出向【ベトナム】織田　恭範）

【参考文献】

JETRO（日本貿易振興機構）：https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest_09.html

明倫国際法律事務所：https://www.meilin-law.jp/vietnam/qanda/127/

ベトナムニュース総合情報サイト（VIETJO）：

https://www.viet-jo.com/news/nikkei/221116075128.html

https://www.viet-jo.com/news/economy/221031160359.html